

89-J-3

## 資産課税の現状と問題点

東京大学経済学部

貝塚啓明

1989年6月

\* 本稿を筆者の承諾なしに引用することは差し控えられたい。

# 資産課税の現状と問題点

貝塚 啓明

この論文では、欧米諸国の資産課税の現状を主として国際比較の視点から資産課税の存在理由を踏まえて整理し、その問題点を課税の実効性から明らかにし、おわりに日本の資産課税の現状とその問題点が指摘される。

## 1. O E C D 諸国における資産課税の現状

### 1-1 資産課税の用語法と範囲

資産課税の現状と問題点をみるとまえに、資産課税に関する用語法とここで資産課税の範囲をはっきりさせておかなくてはならない。なぜならば、資産課税はかなり広い範囲の税目を含み、その内容が複雑であるからである。

O E C D の税目の分類において資産課税 (capital taxes or wealth taxes) と呼ばれているのは広くとれば次の範囲のものである。まず、所得、利潤と資本利得への課税のなかでは、個人資本利得への課税がある。次に資産 (property) に対する課税には、不動産に対する定期的な課税 (固定資産税) 、純資産 (net wealth) に対する定期的な課税、遺産・相続財産・贈与への課税、金融・資本取引への課税、その他の資産への一回限りの課税が含まれる。このうち資産課税としては、不動産への定期的な課税、純資産への定期的な課税と遺産・相続財産・贈与への課税を挙げるのが通例であろう。

この論文が扱う資産課税は、いまのべた広い範囲の資産課税から固定資産税を除いた税目である。すなわち、資本利得課税、純資産税 (富裕税) 、遺産税、相続税、贈与税である。このような資産課税の範囲は、最近出版されたO E C D の報告書『個人の純資産、資本移転と資本利得への課税』(1988年)が利用可能であるという便宜さが一つの採用理由であるが、租税理論からは一応次のような理由で正当化できよう。<sup>1)</sup> まず、固定資産税を除外したのは、固定資産税は、負担能力にもとづく課税というよりは、受益の対価としての課税という側面を強くもっていることである。他方、資本利得課税、富裕税、遺産税、相続税、贈与税は、明らかに負担能力にもとづく課税であり、水平的公平と垂直的公平にかなうという基本的な性格をもっているからである。つけ加えていうならば、固定資産税

は、いずれの国でも地方税に属していて、税率などがまちまちで比較が容易でないことが除外した技術的な理由である。

他方、資本利得課税を資産課税に含めることは、範囲が広すぎるという批評があるかもしれない。資本利得は、所得に含めて、フローの次元でみることができ、ストックとしの資産とはいえないというわけである。この見方は、それなりの正当性があろうが、資本利得は基本的には資産価値の増加であり、これを累積すれば正に富（wealth）になるのであるから、資産課税と似た役割をもっている。この論文においてもあとで示されることになるが、資本利得課税の有無、あるいは負担のあり方は、他の資産課税の組み立ての方に大きな影響をもつのである。いいかえるならば、資本利得課税と他の資産課税とは、資産でみた応能課税という点で同じ役割を果たしているのであるから、同時に議論の対象としての異和感がないのである。

次に各税目を簡単に説明しておこう。資産課税については、次の区別が重要である。a)すべての資産に課税されるか、それとも一部の資産に課税されるか。b)その所有者を確認して所有者から課税するか、それとも所有と関係なく物税として課税されるか。c)債務を差し引いた純資産で課税されるか、それとも差し引かないで課税されるか。d)資産の移転に際して課税されるか、それとも残高かフローに課税されるかの差異である。<sup>2)</sup>

まず、純資産税（富裕税）は、すべての資産に対してその所有者の資産から債務を差し引いた純資産に対して残高が保有されている限り課税される税目である。次に遺産税は、死亡時に資産が移転される際に、遺産を残した側（死亡者）のすべての純資産をタックス・ベースとして課税される所有にもとづく課税である。相続税は、死亡時その遺産をうけた側（相続人）のすべての受取った純資産をタックス・ベースとして課税される税目である。贈与税は、生存中に資産の贈与（移転）が生じた時に課税されるもので、贈与された資産額に応じて課税される。最後に資本利得課税は、すべての資産について資本利得が売却益として実現した際に元来の所有者に課税されるもので売却益であるから残高ではなくしてフローに課税される。

1) OECD, Taxation of Net Wealth, Capital Transfers and Capital Gains of Individuals, 1988. なお、この報告書の草案は、サンドフォード教授 (C.T. Sandford) の手によるものである。

2) より細かい区別については、シャウブの『財政学』第15章を参照せよ。C.S. Shoup, Public Finance (Aldine 197).

## 1-2 資産課税の採用状況

最初にO E C D諸国がどのような資産課税を採用しているかの概観から始める。次の第1-1表がその要約表である。<sup>3)</sup>

第1-1表から、まず次の3点が指摘されよう。1)富裕税を採用していない国が過半を占めている。2)死亡時の移転税（遺産税あるいは相続税）と贈与税を採用していない国（ニュージーランドとカナダ）はごくわずかである。3)資本利得課税については、個人の資本利得については、非課税が例外的課税（短期の利得のみ課税）しか行っていない国がかなりある。

これらのそれぞれの点について多少説明を加えておこう。

まず富裕税は、かなりのヨーロッパ大陸諸国において20世紀始めにはほぼ採用されていた税目である。他方アングロ・サクソン系の諸国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド）は一切採用していない。したがって富裕税の課税には、おそらくヨーロッパ大陸諸国に固有な考え方があると推測される。

次に、死亡時における移転税は、ほとんどの国で課税されているが、例外的にオーストラリアとカナダで課税されていない。この二国で課税がおこなわれていない理由は、まったく異なる。オーストラリアについては、1977年以降、遺産税が廃止されるに至ったが、これは農業と家族経営企業の相続に障害が大きいことによる。カナダの場合には、資本利得が課税され始めた1972年に遺産税が廃止されたが、これは次のような税体系の考え方にもづいている。カナダでは、所得税中心主義にもとづく野心的で理想的な税改革案（センター報告書）が1966年に発表されたが、そこでは資本利得課税が徹底して行われれば資産に課税する必要がないという見方がとられていたがこのような考え方を受け継がれて遺産税は廃止されたのである。<sup>4)</sup>

資本利得課税については、アメリカは所得税を採用した当初から(1913年)包括的所得税として資本利得課税を行ってきた。しかし、イギリスは、1964年までは一貫して資本利得非課税であり、一種の分類所得税がとられてきた。したがって、たとえば1964年の時点でみると、アメリカが総合課税のなかで資本利得課税を行っているのに対し、イギリス、西ドイツ、フランス、カラダ、オーストラリアは原則として非課税であった。しかし、1970年代・1980年代に入り、資本利得課税を導入した国が増加しつつある。しかし、ドイツ、ベルギー、イタリー、オランダなど依然として非課税扱いの国がある。

3)この論文では資産課税についての制度的な情報についてはO E C Dの報告書にもと

第1-1表 OECD諸国における資産課税の諸形態 (1986年4月1日現在)

国名	富裕税	死亡時の移転税 および贈与税	資本利得課税	
オーストラリア	—	—	I	
オーストリア	W	H	B	
ベルギー	—	H	B	
カナダ	—	—	I	
デンマーク	W	H	C	
フィンランド	W	H	I	
フランス	W	H	I	
ドイツ	W	H	B	
ギリシャ	—	H	B	
アイスランド	W	H	I	
アイルランド	—	H	C	
イタリー	—	H	B	
日本	—	E, H	I	
ルクセンブルグ	W	H	I	
オランダ	W	H	B	
ニュージーランド	—	H	—	
ノールウェイ	W	E	I	
ポルトガル	—	H	C	
スペイン	W	H	I	
スウェーデン	W	H	I	
スイス	W	E, H	C, I, B	
トルコ	—	H	I	
イギリス	—	E	C	
アメリカ	—	E	I	

記号説明 W: 富裕税 C: 分類型資本利得税

H: 相続税型移転税 I: 包括所得税

資料: OECD『報告書』

E: 遺産税型移転税 B: 企業資本利得課税

p.26から

づいているが、その解釈については大部分筆者の独自な見解にもとづいていることを念のため付記しておきたい。

4)Canadian Royal Commission on Taxation, Report (Government Printer, 1966).  
委員長のカーターの名前をとってカーター報告書と呼ばれる。

### 1-3 資産課税の比重

資産課税の採用状況と並んで資産課税とその税目の比重がどの程度のものであるかを頭に入れておく必要がある。資産課税が占める比重は、その政策目標、たとえば富の偏在の防止という目標に果たした役割の量的な評価からみるのがもっとも適切な方法であろう。しかし、このような評価は、個別の国について、かなり統計が整備され、また着実な実証分析が行われて始めて可能であり、現状では国際比較を行うことは困難である。

このような評価とは、まったく逆の方向から、一見するときわめて常識的であるが一応の比較が可能であるのは、資産課税の税目の税収に占める比重と G N P に占める比重をみるとことである。このような比重と制度的特徴を組み合わせると多少の資産課税のもつ比重のイメージがえられるであろう。以下、簡単にこの点をみてみよう。

第 1-2 表と第 1-3 表は、それぞれ資産課税の全税収に対する比重と G D P に対する比重を O E C D 諸国についてみたものである。これらの表からわかるることは、資産課税は税収入をあげるという点では重視されていない課税方式であるということである。これらの表では資本利得課税が計数利用が困難であるという理由で省かれているが、たとえば、イギリスやアメリカの例でも資本利得課税の税収入はわずかであり、第 1-2 表や、第 1-3 表からえられる印象をかえるものではなかろう。

資産課税の量的比重の高い国は、スイス、日本、オランダ、デンマーク、ギリシャなどである、そのなかでも、スイスの富裕税、日本、ギリシャの移転税の比重が高いのが目をひく。日本の相続税は、その後益々税収が伸びたので竹下税制改革が実施される寸前の 1988 年では、おそらくスイスとの差を縮めていると想像される。

あとでもふれるように節税や税務行政上の理由から個別の資産課税における税率、タックス・ベースなどの形式的特徴などがそのまま税負担の重さにつながらない。しかし、資産課税の量的比重の高い国の資産税制については、それなりの制度的理由があるとみられる。

第1-2表 資産課税からの税収入(対全税収比) 1985年(%)

国名	富裕税			移転税			固定 資産税	金融・ 資本 <sup>1)</sup>	資産 <sup>2)</sup>	
	計	個人*	法人	計*	遺産・*	贈与税*				
	相続税						資本取引税	課税 引税		
オーストラリア	-	-	-	0.01	0.01	-	4.63	3.02	7.66	0.01
オーストリア	1.00	0.34	0.65	0.17			0.73	0.56	2.45	0.51
ベルギー	-	-	-	0.58	0.53	0.04	0.02	1.09	1.69	0.58
カナダ	0.85	-	0.85	0.03	0.03	-	8.16	-	9.51	0.03
デンマーク	0.45	0.45	-	0.47	0.47	-	1.85	1.48	4.26	0.92
フィンランド	0.22	0.20	0.02	0.29			0.23	2.20	2.95	0.50
フランス	0.26	0.26	-	0.59	0.55	0.04	2.17	1.16	4.55	0.85
ドイツ	1.10	0.21	0.90	0.22	0.17	0.05	1.06	0.64	3.02	0.42
ギリシャ	-	-	-	0.94	0.66	0.29	0.22	1.50	2.70	0.94
アイスランド	?			?			?	?	?	?
アイルランド	-	-	-	0.30	0.29	0.01	2.50	1.05	3.85	0.30
イタリー	-	-	-	0.23			-	2.29	2.52	0.23
日本	-	-	-	1.19			5.70	2.83	9.71	1.19
ルクセンブルグ	3.18	0.25	2.93	0.26	0.26	-	0.49	1.71	5.64	0.51
オランダ	0.50	0.50	-	0.44	0.40	0.04	1.81	0.74	3.49	0.94
ニュージーランド	-	-	-	0.19	0.17	0.02	6.07	0.84	7.10	0.19
ノールウェイ	0.87	0.52	0.35	0.10	0.10	-	0.44	0.27	1.67	0.61
ポルトガル	-	-	-	0.83			-	1.07	1.91	0.83
スペイン	0.22			0.27			0.21	1.86	2.83	0.49
スウェーデン	0.43	0.42	0.01	0.26	0.21	0.05	0.89	0.76	2.33	0.68
スイス	3.74	2.25	1.49	0.82	0.82	-	0.46	3.14	8.15	3.06
トルコ	-	-	-	0.19			0.76	4.65	5.60	0.19
イギリス	-	-	-	0.64	0.60	0.04	10.43	0.87	11.99	0.64
アメリカ	-	-	-	0.77	0.74	0.03	9.15	0.14	10.06	0.75

\* 資産課税に属する税目

資料：O E C D 『報告書』 p.27

1)ストックにかかるすべての課税 2)統計が分離されていない資本利得課税を除く資産課税

なお-はこの税目がないことを示し、空白は分類されたデータがないことを示す。

第1-3表 資産課税からの税収入(対GDP比)

1985年(%)

国名	富裕税			移転税			固定 資産税	金融・ 資本取 引税	資本 <sup>1)</sup>	資産 <sup>2)</sup>
	計	個人*	法人	計*	遺産・*	贈与税*				
	相続税							課税	課税	
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	1.41	0.92	2.32	-
オーストリア	0.42	0.14	0.28	0.07			0.31	0.24	1.04	0.22
ベルギー	-	-	-	0.27	0.25	0.02	0.01	0.51	0.79	0.27
カナダ	0.28	-	0.28	0.01	0.01		2.70	-	3.14	0.01
デンマーク	0.22	0.22	-	0.23	0.23	-	0.91	0.73	2.10	0.45
フィンランド	0.08	0.08	0.01	0.11			0.09	0.82	1.10	0.18
フランス	0.12	0.12	-	0.27	0.25	0.02	0.99	0.53	2.07	0.39
ドイツ	0.42	0.08	0.34	0.08	0.06	0.02	0.40	0.24	1.14	0.16
ギリシャ	-	-	-	0.33	0.23	0.10	0.08	0.53	0.95	0.33
アイルランド	-	-	-	0.12	0.11	-	0.98	0.41	1.51	0.12
イタリー	-	-	-	0.08			-	0.79	0.87	0.08
日本	-	-	-	0.33			1.60	0.79	2.72	0.33
ルクセンブルグ	1.36	0.11	1.25	0.11	0.11	-	0.21	0.73	2.41	0.22
オランダ	0.23	0.23	-	0.20	0.18	0.02	0.81	0.33	1.57	0.42
ニュージーランド	-	-	-	0.06	0.06	0.01	2.08	0.29	2.43	0.06
ノールウェイ	0.41	0.25	0.17	0.05	0.05	-	0.21	0.13	0.80	0.29
ポルトガル	-	-	-	0.26			-	0.33	0.59	0.26
スペイン	0.06	0.06		0.08			0.06	0.54	0.82	0.14
スウェーデン	0.22	0.21	0.01	0.13	0.11	0.02	0.45	0.38	1.18	0.34
スイス	1.20	0.72	0.48	0.26	0.26	-	0.15	1.01	2.62	0.98
トルコ	-	-	-	0.03			0.12	0.75	0.90	0.03
イギリス	-	-	-	0.24	0.23	0.01	3.97	0.33	4.57	0.24
アメリカ	-	-	-	0.23	0.22	0.01	2.67	0.04	2.94	0.23

\* 資産課税に属する税目

資料: O E C D 『報告書』 p.28

1)ストックにかかわるすべての課税

2)統計が分離されていない資本利得課税を除く資産課税

なおーはこの税目がないことをしめし、空白は分類されたデータがないことを示す。

たとえば、富裕税の税収入に占める比重の高い国についていえば、オランダ、ノールウェイ、スイスなどは課税最低限が低く（ドル換算で6万ドル以下）、デンマークは課税最低限が高くとも、フラット税率である税率の水準が高い（2.2%）。<sup>5)</sup> 死亡時の移転税については、日本の相続税の比重が高いが、これは課税最低限の低さや土地価格の比重の高さなどが原因であると推測される。

なお、資産課税の比重については、時間の経過とともに、比重の低下とともに、各国に順位の変動が著しいことも留意する必要がある。参考のために、全税収に占める順位は20年前とはかなり違っている（第1-4表）。すなわち、一貫して、比重が顕著に高い国は、スイスであるが、それ以外の国の順位変動が激しい。強いていえば、デンマーク、オランダ、アメリカなどが比較的順位が高いといえよう。

5) フラット税として富裕税を採用している他の諸国（オーストラリア、ドイツ、ルクセンブルグ、オランダ）の税率はせいぜいのところ1.0%である。

## 2. 資産課税の目的と各税目間の相互関係

### 2-1 資産課税の存在理由

資産課税がなぜ必要になるのか。いいかえるならば、所得や消費を課税ベースとする所得税、支出税、あるいは消費税以外に資産への課税がなぜ必要になるのか。このような資産課税の存在理由については、常識的には、富の集中の防止のため、所得税を補完するためなどの理由によって当然とされることが多い。しかし、これらの議論は、意外に曖昧さを残して居り、ここでは資産課税の存在理由について、租税理論的な整合性を重視しながら議論を整理しておきたい。

この論文では資産課税には、一方では固定資産税を含めないが、他方資本利得課税が含まれている。このような形で資産課税をみると、資産課税の原則は負担能力に見合った課税であることを同時に意味しているといってよい。すなわち、固定資産税には多かれ少なかれ、地方政府が提供するサービスの対価という面があるが、その他の税目である純資産税（富裕税）、死亡時の移転税（遺産税あるいは相続税）、資本利得課税については応能課税原則が適用されることには余り異論がないといえよう。しかし、応能原則といつてもより正確に議論するといくつかの見方に分かれるのである。

第1-4表 資産課税の比重の推移

1985年の順位	国名	1985	1976	1965	1965年の順位
1	スイス	3.06	3.42	4.46	1
2	日本	1.19	0.85	0.71	21
3	ギリシャ	0.94	1.12	0.95	18
4	オランダ	0.94	0.85	1.86	8
5	デンマーク	0.92	0.81	2.09	6
6	フランス	0.85	0.46	0.56	22
7	ポルトガル	0.83	0.50	2.48	4
8	アメリカ	0.77	1.41	1.99	7
9	スウェーデン	0.68	0.62	1.29	13
10	イギリス	0.64	0.88	2.62	3
11	ノールウェイ	0.61	0.91	1.67	10
12	ベルギー	0.58	0.72	1.17	14
13	オーストリア	0.51	0.73	0.85	19
14	ルクセンブルグ	0.51	0.54	1.14	15
15	フィンランド	0.50	1.14	1.07	17
16	スペイン	0.49	0.65	1.09	16
17	ドイツ	0.42	0.76	1.53	11
18	アイルランド	0.30	0.97	1.87	9
19	イタリー	0.23	0.20	0.85	19
20	ニュージーランド	0.19	1.32	2.30	5
21	トルコ	0.19	0.33	0.17	23
22	カナダ	0.03	0.25	2.48	12
23	オーストラリア	0.01	1.37	2.74	2
平均	O E C D 平均	0.66	0.97	1.61	

資料：O E C D 『報告書』 p.167

### a) 直接税である基幹税の補完

最初に応能原則に従う直接税となる基幹税を補完するという見方をとるとしよう。この場合には、もし直接税が完全に納税者の負担能力をとらえているとすれば純資産税や死亡時移転税などの資産課税は不必要と考えられる。<sup>6)</sup>

いま典型的な例として理想的な包括的所得税が採用されているとしよう。すなわち、帰属家賃、未実現の資本利得、年金の掛金（含事業主負担）などがすべてタックス・ベースに含まれ、累進課税がなされているとしよう。この場合には、理想的な所得税はフローの次元で完全に負担能力をとらえているとみるならば、ストックでみた課税ベースへの資産課税は不必要となる。<sup>7)</sup>

しかし、現実の所得税は、言うまでもなく理想の所得税から大きく乖離しているから、フローでみた負担能力に入るべき所得の一部が所得税の課税ベースから脱落している。その結果、いわば不完全な所得税を補完するために、純資産税や死亡時移転税が必要となる。したがって、かりにフローとしての所得に対する課税としての所得税を中心に税体系を組むとしてもストックに課税する資産課税が必要となる。

このような典型的な事例は、資本利得への課税である。所得税においては、資本利得はせいぜいのところ実現益でしか課税されないが、元来原則的には保有したままで値上がりした未実現部分も課税されるべきである。したがって死亡時まで保有され続けた資産のうち価格上昇分は元来所得税で課税されるべきタックス・ベースに含まれるから、これに見合った資本利得部分に対応するものとして資産課税を行う必要が生ずる。<sup>8)</sup> いずれにしてもこのような見方をとるならば、所得税を補完する資産課税は、資本利得の課税の仕方を含めて相互に関連することとなる。いいかえるならば、資本利得課税が不充分であればあるほど、その他の資産課税を強化する必要があるということになる。

現在の税制は、直接税としては所得税、法人税を採用しているが、直接税としては、むしろ支出税(expenditure tax)を採用すべきという有力な見解がある。<sup>9)</sup> ただし、現状では支出税を採用している国はないから、現在の資産課税の存在理由にならない。しかし、直接税の改革の方向としては1つの有力な見方であること、元来消費をタックス・ベースとする間接税である付加価値税の比重が高まる可能性を考えると、消費課税と資産課税との関係を検討しておくことは有意義である。

かりにいま支出税が基幹的な直接税として採用されているとしよう。この場合、『ミード報告』のように遺産・贈与としての資産の移転は、死亡者、贈与者が自ら満足するよう

に選択した消費の一形態とみれば、支出税のタックス・ベースに入るので独立に遺産税・贈与税は必要ではなくなる。この点は包括的所得税が完全であれば資産課税は必要がないとする見方と似ている。しかし、包括的所得税がフローとしてのみ所得をタックス・ベースとして含んでいるのに対して、支出税の場合には、フローとしての消費とストックの移転に伴う資産への課税が行われなくてはならない点が重要な差異である。

支出税においても遺産・贈与を消費の一形態とみなさず、相続人・受贈者の段階で消費支出とみなす見方もありうる。この場合、遺産や贈与を受けとった場合、これらを消費に当てなければ、支出税の課税対象にならないはずである。しかし、相続や受贈をタックス・ベースから控除してしまうと、これらの部分は将来無限に先送りされてタックス・ベースから落ちてしまう。支出税の本的な考え方とは、支払能力として恒常所得、あるいは生涯所得をとるのであるから、このようなタックス・ベースからの脱落は好ましくない。したがって、相続や受贈は控除せずに消費として課税されなくてはならない。この場合には、すでに説明した遺産・贈与を消費とみなす場合と比較して世代間の負担に差異が生ずるが、支出税とは別に新しく資産課税が必要ない点では共通している。なお、支出税と資産課税との関係をみると、資本利得課税は考慮する必要はない。なぜならば、元来消費ベースでみれば、資本利得をタックス・ベースに含める必要がなく、資本利得は結果として遺産・贈与への課税に吸収されてしまうからである。

現実の租税体系では、消費をタックス・ベースとする課税としては間接税が支配的である。いまかりには付加価値税型の消費課税の比重が高いとしたときの資産課税の果たす役割を考えてみよう。間接税としての消費課税が基本的には消費を支払能力とみる課税であるとすれば、すでに説明した支出税と資産課税との関係が同じように成立する。間接税としての消費課税は、資産には課税しえず、フローとしての消費支出のみを課税するのであるから、死亡時移転税や純資産税などの資産課税が不可欠となる。さらにいえば付加価値税型の消費税では累進課税を行うことが難しく、高い所得階層の税負担は軽くなる傾向がある。そこでどうしても累進度の高い資産課税が必要となる。

以上、消費課税と資産課税との関係を検討したが、次の点が確認されなくてはならない。それは、所得税がもっとも理想的な形で課税されている場合には、資産課税の存在理由が薄くなるのに対して、消費課税はフローとしての消費支出に資産をそのタックス・ベースに加えないと、応能課税として不充分なままであるという点である。いいかえるならば、資産課税の存在理由は、所得課税よりも消費課税において際立っているのである。

### b)資産課税独自の役割

いままでは、租税体系の中心は直接税であり、資産課税は直接税の役割の一部を分担するという意味でその存在理由をもつとみてきた。しかし、資産課税は独自の役割をもつという第2の見方がある。

この第2の見方は、かりに所得税が包括的所得税として理想的に課税されているときにも、ストックに対する課税が必要とみるのである。すなわち、この見方はフローとしての所得だけでは負担能力の指標として充分ではなく、フローに加えてストックの保有が負担能力に含められるべきであると主張する。

わかり易く議論するならば、同じ  $y$  という所得を得ている A と B の2人がいるとして、Aの方は資産がなく、Bの方には資産があるとする。正確にいうならば、Bの所得には資産所得が含まれ、Aは資産所得がないとする。第2の見方は B の保有する資産によって B は A に比べて経済的な安定性をうることができるので、経済力が高いとみる。したがって B の保有する資産に対して資産課税が必要となる。この場合の資産課税は、資産を保有している限り毎期課税される純資産税が適切であり、死亡時移転税では不完全な課税となる。いうまでもなく、この場合、両者の所得  $y$  は包括的所得として正確に測られたものである。

この見方をとりながら基幹税としての所得税が包括所得税として不完全な場合には、資産課税は複雑になる。たとえば、資本利得が実現益しか課税していないとすれば、死亡時における未実現部分の資本利得を資産課税として課税しなければならず、なんらかの意味で遺産税・贈与税が必要となる。第2の見方をとれば、この場合の遺産税・贈与税は、純資産税と組み合せなければならず、かりに純資産税が採用されていないとすれば、遺産税・贈与税は、未実現資本利得の課税以上の税負担に見合う水準でなければならない。

基幹税がかりに支出税であった場合には、以上の議論がほぼ同じように適用される。支出税と併行して、純資産税や死亡時移転税が課税される。

### c)富の集中防止

第2の見方と関係は深いが、別個の資産課税の目標として富の集中防止がある。確かに第1の見方と第2の見方に基づく資産課税の存在が富の集中防止に役立つことは否定しない。しかし、第1の見方は、所得税中心主義をとれば、元来フローとしての所得のみに課税すればよいのであり、ストックへの課税は不必要である。この場合ある程度、富の集中は避けられるが、基本的には富の集中自体の抑制が目的ではないから、ストックに課税

する死亡時移転税や純資産税などの資産課税の独自の存在理由が生じうる。次に第2の見方をとったときには、第1の見方よりも富の集中防止が有効になりうる可能性が高い。しかし、第2の見方はやや広く課税範囲をとること、弱い累進性をも許容しているので一部の人々への富の集中を抑制しうるか否かには疑問が残る。

いずれにしても、富の集中を防止するというのは、社会の一部を占める富裕層への集中を防ぐことに主たる目標があり、第1の見方、あるいは、第2の見方による資産課税に加えて、税率やタックス・ベースで工夫を加えることによって目標を達することができるであろう。すなわち、高い累進度と富裕者による運用資産への適切な課税が行われなくてはならない。この場合、死亡時移転税によつても純資産税によつても一応その目標は達成されるはずである。

以上資産課税の存在理由について3つの見方を整理して説明した。ここでこの分野における2、3の議論についてごく簡単に紹介しコメントを加えておく。

O E C Dの報告書においては、さきに説明された資産課税の存在理由については、社会的配慮からして必要であるとして、資産の保有者が保有ということのみから追加的な支払能力をもつとみている。<sup>10)</sup> この点ではO E C Dの報告書は第2の見方をとっていることになる。しかし、その他の点についてO E C D報告書の議論は、曖昧である。年度毎の所得か、それとも生涯所得の方が概念的にすぐれているかについては折衷的な見方をとっているし、純資産税と課税目的と死亡時課税の課税目的との対比も現実の税務行政上の理由なども混じり合って明快さを欠く。さらに、資本利得課税の役割については、「原則として評価するのがさらに難しい」(18ページ)としているが、理解に苦しむ説明といえる。O E C D報告書は、直接税としてどのような課税が採用されているかについて前提を抜きに議論している。すなわち、所得税か、それとも支出税が、また所得税がどの程度不完全かについての想定の如何が資産課税の役割をみると重要なである。

次に、すでに財政学の古典となっているシャウブ(C.S. Shoup)の『財政学』における資産課税のとり扱いをみてみよう。<sup>11)</sup> シャウブは純資産税と遺産税・贈与税に分けて議論しているが、その役割と評価についてはかなり厳しい。すなわち、遺産税・贈与税の必要性については、富の移転が本当に思いがけないものであるか否かの程度、富の移転が少数の人々への富の集中をもたらす程度、死亡時移転税を純資産税の代替税として用いる程度という3つの要因に依存しているとみると、この3つの要因はそれぞれ両立せず、ま

た支払能力に関する水平的公平という基準をもみたしていないという厳しい評価を示している。純資産税についてシャウブは、帰属所得に課税可能なこと、資本利得への課税に手がとどくこと、人的資本部分には課税されないことの3点を挙げて積極的に評価している。もっともシャウブが純資産税について挙げ第1と第2の論点は、現実の所得税がもつ欠点を補完するものであり、すでに説明した第1の見方をシャウブが暗黙のうちにとっているといつてもよかろう。

最後の例として、マネル(Alicia H. Munnel)の最近の論文「資産移転税－資産税と所得税の役割」は、資産移転税の役割として所得税の補強を重視し、これに加えて大きな富の移転の予防をあげて両者を区別している。マネルは、アメリカの場合資産移転税を改善するよりも所得税のタックス・ベースを拡大する方が望ましい改革の方向であると主張するが、これは所得税中心主義への信頼と資産移転税の現状への不満がみくとれる。この論文のあとの部分でもふれるが、シャウブやマネルの議論にもみられるが、総じてアメリカの財政学者は資産移転税に信頼を置いていないのである。

- 6)ここでいう資産課税には資本利得課税は含まれていない。資本利得課税は、基幹税としての直接税(典型的には所得税)に含まれてしまうからである。
- 7)包括的所得税の提唱者として有名なサイモンズ(H.C. Simons)は、所得の中に相続財産や贈与を含めている。したがって、サイモンズの場合には、所得課税には資産課税が同時に組み込まれ統一された形になる。しかし、この論文ではサイモンズのような解釈はとらず、通常の所得税の理解にみると、包括的所得には相続財産と贈与を含めていない。Simons, H.C., Personal Income Taxation, (University of Chicago Press, 1938)参照。
- 8)カナダの税制における取扱いがこれに当る。カナダでは死亡時移転税・贈与税・純資産税が課税されていないが、未実現の資本利得が死亡時に累進課税されている。
- 9)支出税の着想を所得税と対比して説明したものとして貝塚啓明『財政学』(東京大学出版会、1988年)第9章を参照せよ。また支出税の仕組みについては、宮島洋『租税論の展開と日本の役割』(日本評論社、1986年)第II章を参照せよ。
- 10)OECD報告書 15~18ページ参照。
- 11)Alicia H. Munnel, "Wealth Transfer Taxation: The Relative Role for Estate and Income Taxes," New England Economic Review, (November/December 1988)

## 2-2 相互関係からみた資産課税の現状

前節の資産課税の存在理由に関する論点の整理を踏まえて、OECD諸国における資産課税の現状において資本利得課税、死亡時移転税、純資産税がある種の相互依存の関係にあることを次に示してみよう。この種の問題提起は、通常の実証分析になじむものではないが、国際比較からえられる事実認識としてそれなりの意味をもつであろう。

まず、第1章で示した第1-1表をもう一度眺めると、まず次のようなことがわかる。それは、ほとんどすべての国が富裕税か、死亡時移転税か、それとも包括的所得税型の資本利得課税を実施していることである。これは、この論文で扱われている資産課税がなんらかの意味で必要であるとみられていることを示している。いいかえるならば、負担能力にもとづく直接税としては三種類の課税のいずれかが必要であるというコンセンサスがあるとみてよいことである。

この第1-1表においてさらに注意すべきは、オーストラリアとカナダが例外的に純資産税と死亡時移転税・贈与税を採用しないでストックを課税標準とした資産課税をもっていないことである。しかし、この両国が資産課税の存在をまったく意識していないかといえば、必ずしもそうとはいえない。

まず、カナダの場合であるが、カナダは、包括的所得税の理想的な改革案（『カーター報告書』）を生んだ国であり、基本的には所得税中心主義が強く定着した国である。したがって前節で説明された資産課税の存在理由の第1の理由、すなわち所得課税の一部として資産課税を位置づけていて、資本利得が理想的に課税されていれば、その他の資産課税は不必要との考え方を採用している。カナダの所得税は、1972年に資本利得課税を導入し、同時に遺産・贈与税を廃止した。しかもこの際導入された資本利得課税は、死亡時に発生した未実現利益を課税するものであり、実現益のみしか課税しない所得税の短所を死亡時において累積課税することによって補おうとした。したがってカナダの資産課税の現状は、租税理論の視点からみれば正当化しうるものである。

次にもう一つの例外であるオーストラリアの場合であるが、オーストラリアは、1977年から遺産税を廃止したが、その理由は、遺産税がもたらす農場や家族経営の相続人への経済的困難さであった。しかし、この理由は、かなり特殊な理由と思われる。確かに農業の相続財産に特例を設けて税負担緩和措置を行っている国は多いが、これを理由に死亡時移転税を廃止してしまった例はみられないからである。<sup>12)</sup> 他方、オーストラリアは、資本利得は非課税のままであったが、1986年に資本利得課税が導入された。この導入の理由

は、資本利得課税が高所得者に集中している富の偏在をもたらし、所得税の累進性を弱めるというものであった。さらに注意すべきは、オーストラリアの資本利得課税が、死亡時における未実現の資本利得分を相続人の売却益に含めていることである。すなわち、この取扱いの下では、未実現益は死亡時に課税されないが、相続人が売却したときの実現益は被相続人が取得した時点にさかのぼるのである。この取扱いは、カナダの税制にくらべれば未実現益の繰り延べが行われるので問題が残っているが、所得税のもつ難点をある程度カバーしていることは確かである。

以上、ストックは課税ベースに入れていないカナダとオーストラリアの例を検討した。それでは他の諸国の資産課税は、資本利得課税を含めてどのような状況にあるのか、前節の資産課税の存在理由と結びつけてさらに検討してみよう。

まず、いうまでもないがカナダとオーストラリアを除くと、なんらかの形でストックに對して課税がなされていることである。これらの諸国で純資産税も課さず、資本利得も非課税であり、かろうじて遺産税を課しているが贈与税がまったく累積課税されていないのがニュージーランドである。

ここで贈与税の累積課税の有無について、念のため多少の説明を加えておこう。いうまでもなく贈与税は、遺産税・相続税が課税されているときに、生前贈与の形で死亡時移転税が回避されることを防ぐために課税されている。贈与税は、年間の贈与額に応じて贈与を受けた人、あるいは受贈者に課税されるが、遺産税・相続税の課税と統一性を保つためには、贈与額を累積的に加算していわば資産とみなして課税することが望ましい。いずれにしても贈与税の税率が低いときには、節税の手段として利用されるからである。

O E C D の報告書において、贈与税が累積課税されているか否か簡単に分類してみると以下のようになる。

#### 贈与税の累積課税の有無

##### I . 相続税型

- a)生涯累積 デンマーク、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリー、ノールウェイ、ポルトガル、スイス
- b)10年間累積 オーストリア、ドイツ、スウェーデン
- c)短期間累積、あるいは累積なし ベルギー、フィンランド、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン

##### II . 遺産税型

- |         |           |
|---------|-----------|
| a)生涯累積  | イタリー、アメリカ |
| b)7年間累積 | イギリス      |
| c)累積なし  | ニュージーランド  |

さて話をニュージーランドの場合に戻すと、遺産税はあるが資本利得非課税、贈与税に累積課税がないのであるから、資産課税は軽視されているといってよいであろう。もっとも、OECD報告書では、「ニュージーランドの大蔵大臣は、公平で実際的な資本利得課税の導入を考慮している」と書かれているのであり、資産課税を重視すべきとの見方が出ているといってよい。

その他の国々の資産課税の現状は、多様であるが、議論の整理に役立つと思われる所以、OECD報告書にもとづく次のような要約表（第2-1表）をカナダ、オーストラリア、ニュージーランドをも含めて示しておこう、第2-1表における国名の順序は、税制として死亡時移転税・贈与税をもたない国（カナダ、オーストラリア）から始まり、遺産税はあるが、僅かな課税であり、他の資産課税のないニュージーランド、純資産税はない国々、純資産税のある国々と並び、最後に制度的にはもっとも資産課税が強化されているデンマークとスウェーデンでもって終っている。

第2-1表の順序は、制度的にみた資産課税の厳しさの程度がそのまま反映されているわけではない。しかし、次のような点は指摘されてよいであろう。まず、ニュージーランドとイタリーにくらべてギリシャ、アイルランド、ポルトガル、イギリス、アメリカの諸国は、前者のグループの国々と比べて資本利得課税が行われているという点ではっきりした制度的差異があり、資産課税に熱心であるといってよい。次に、いま挙げた国々と日本とを比較してその制度的差異から資産課税の厳しさについて順序をつけることは容易ではないことである。すなわち、日本は、資本利得課税が行われ、また資本利得の死亡時移転の繰延へ課税が行われているが、他方贈与税については累積課税はないのである。<sup>13)</sup>これらのケースの比較については、資産課税の存在理由についてどの理由を重視するかによって厳しさの順序が異ってくるのであり、一般論としてははっきりしたことはいえない。

14)

同じような議論は、純資産税が課税されているが資本利得が非課税であるオーストリア、ドイツ、オランダとの対比についても成立する。すなわち、これらの三国の資産課税は、資本利得が非課税という点で不満足であるとはいえ、純資産税が課税されていることによ

第2-1表 相互関係からみた資産課税の現状

国名	純資産税	資本利得	資本利得課税	贈与税の
	の有無	課税の有無	の死亡時繰延べ	累積課税
カナダ <sup>1)</sup>	×	○	死亡時課税	×
オーストラリア <sup>1)</sup>	×	○	○	×
ニュージーランド <sup>2)</sup>	×	×	×	×
イタリー	×	×	×	○
ギリシャ	×	○	×	○
アイルランド	×	○	×	○
ポルトガル	×	○	×	○
イギリス	×	○	×	○
アメリカ	×	○	×	○
日本	×	○	○	×
オーストリア	○	×	×	×
ドイツ	○	×	×	×
オランダ	○	×	×	×
フィンランド	○	○	×	×
スペイン	○	○	×	×
フランス	○	○	×	○
ノールウェイ	○	○	×	○
スイス	○	○	×	○
ルクセンブルグ	○	○	○	×
デンマーク	○	○	○	○
スウェーデン	○	○	○	○

1)死亡時移転税なし

2)遺産税あり

3)イタリーから以下スウェーデンに至る国々にはなんらかの死亡時移転税・贈与税が  
課されている。

4)トルコについては贈与税の課税方式について不明なため省いた。

って不満足さは相殺されている可能性があるからである。

第三に、オーストリア、ドイツ、オランダの場合に比較してフィンランドとスペインは資本利得が課税されているので、資産課税として厳重であるといってよいであろう。また、これらの二国の資産税制には資本利得が課税されているが純資産税はない。ギリシャなど5ヶ国の資産税制と比較して制度的にはととのっているのでこのような順序は整合的であろう。

第四にフランス、ノールウェイ、スイスはオーストリアなど三国よりも、またギリシャなど5ヶ国よりも明らかに資産課税として厳しいことは確かであろう。そしてこれらのフランス三国と比較してルクセンブルグと甲乙つけることも困難であろう。最後にデンマークとスウェーデンが資産課税としてもっとも強化された形をもっていることには異論がないであろう。

第2-1表で示したような順序は、いうまでもないが、いわば制度的な観点からみているのであって、現実の資産課税の有効性を示しているとはいえない。しかし、すでに示した第1-4表において、スイス、デンマーク、スウェーデン、フランスなどの資産課税の比重が一応上位にあることからみても、順序付けがまったく資産課税の有効性と無関係であるとまではいえないことは確かであろう。

すでに1-2において資産課税の採用状況を概観したが、ここでの指摘に付け加えて、資産課税の各税目間の相互関係を踏まえて次のように要約しておこう。

オーストラリアの例外を除いて先進主要国は、程度の差こそあれ資産課税を採用している。この場合、資本利得課税が採用されていることが多い、また資本利得課税が行われていない国では純資産税が採用されていることが多い。すなわち、資産課税の税目の採用については、その補完関係が考慮されているとみなしうるのである。要するに、先進主要国は、ほとんどの場合、税目の差異はあるとはいえ、資産課税を課税していて、全体として最小限度資産課税の目的に答えようとしているのである。勿論、資産課税に熱心な国は、色々な税目を同時に採用しているのであり、そこに程度の差が認められることはすでに説明した通りである。

12)農地相続に対する課税緩和措置はアイルランド、イギリス、フランス、日本、スウェーデン、フィンランド、アメリカでとられている。O E C D 『報告書』116頁。

13)日本の贈与税は課税最低限が低く、また税率の累進度も高いので累積課税がなくとも生前贈与を抑制している可能性は高い。

14) 富の集中防止を中心目標とすれば、死亡時移転税・贈与税の強化が重要であり、その他の課税は補完的なものであろう。他方、資本利得課税を重くみるのであれば、資本利得課税、これを補完する純資産税、また資本利得の死亡時課税が重要となる。さらに、富の保有自身を経済力とみるならば純資産税が重要となる。

### 3. 資産課税の有効性

これまでの議論はもっぱら制度的な特徴に焦点を合わせて資産課税の現状を租税理論的な視点から整理してきた。しかし、税制として資産課税が存在していることは、その課税が有効に行われていることをそのまま保証してはいるわけではない。税務行政コストや納税者による協力の如何によっては、脱税(Tax Evasion)や節税(Tax Avoidance)が盛んに行われ、課税の実効性が失われていることがある。そこで、ここではこのような視点から資産課税の有効性を検討することにしよう。

#### 3-1 O E C D 報告書の指摘

最初にO E C D 報告書が資産課税の実効性についてどのように評価しているかを簡単にみておこう。報告書はその草稿が大学教授の手になるものとはいえ、公的な面をもつてないので課税の実効性について突っ込んだ議論がなされていない。しかし、資産課税の各項目についてのおおよその問題点を知ることができよう。

O E C D 報告書の議論を紹介する前に、課税の実効性について簡単にみておこう。

課税の実効性は、脱税と節税の程度に依存する。脱税は税務行政上のコストと納税者の納税協力の程度に依存する。すなわち、税務当局にとっても税務行政コストが低ければ低いほど、また納税者の納税協力の程度が高ければ高いほど、脱税は行われにくくなる。他方、節税は税制のあり方自身に依存していることが多い。たとえば、租税特別措置が多ければ多いほど節税は加速されるし、また、税率の水準の高低も影響する。

##### a) 一般的な評価

O E C D の報告書は、税務行政の点からして資産課税、とくに死亡時移転課税と純資産

税に関して、かつては（たとえば土地にみられるように）課税ベースの明瞭さの故に利点があったが、その利点は失われてきたと指摘する。すなわち、資産課税は、脱税されている可能性があり、脱税は資産の評価と公開性の困難さから生じてしているとみる。このうちとくに資産の評価は深刻な問題で、家財、不動産、企業用資産について正確な評価が困難となる。税目でいえば、経常的に評価が必要な純資産税でこの問題がもっとも深刻となり、死亡時課税においては頻度が少ないとや、また遺言などで価値額の確定が必要になるので問題はそれほど深刻でないとみられる。なお、公開性については、家財（たとえば宝石）などは、わかりにくく、脱税に利用され易い。

#### b)個別の税目の評価

次に個別の税目について、税務行政の具体例をみてみよう。まず、純資産税に関しては、各国間に評価方法の多様性が認められる。不動産については市場価値が原則であるとはいえる、オランダやスエーデンは低目の評価を行い、ノールウェイやフィンランドは、持家について特に低目の評価を認めている。また、評価の頻度は、国によって違い、ドイツは6年毎、デンマークは4年毎と評価がかなりの期間固定されている場合もある。農地については、標準地の収入によって評価する方法、収益の資本家による方法などがある。さらに個人企業の評価については公開市場価格によるもの、資産をそれぞれ評価して合計する場合もある。

死亡時移転税の税務行政については、資産価値の過小評価が問題となっていて、過小評価を利用して税金の脱税が行われている。なお、フランスとベルギーでは、持参人払いの有価証券が遺産から除外されるので脱税の手段として用いられている。

資本利得課税については、実現益が課税されるので、評価については問題が少ない。

節税に関しては、非課税である家財の利用や、特に死亡時移転税については、トラストを利用した節税が行われている。イギリス、アイルランド、アメリカでは節税のためのトラストが多いことはよく知られている。また、同族会社による遺産税・相続税の節税が行われている例がある。

以上、O E C Dの報告書による脱税や節税に関する指摘にふれたが、全体としてこれらの脱税や節税によって課税の実効性がどの程度弱められたかについてははっきりしない。そこで主としてアメリカについてもう少し具体的に資産課税の実効性について従来からの評価をみることにしたい。

### 3-2 アメリカの場合

#### a) 遺産税・贈与税の実効性

すでに言及していたところであるが、アメリカの財政学者の遺産税に対する評価はおしなべて低い。カール・シャウプが遺産税の課税目的についてその非整合性を批判したことについてはふれた。ペックマン(J.Pechman)は、遺産税にふれて「課税による富の分配の平等化はアメリカではまだ受けられていない」としている。さらに、「遺産税のタックス・ベースが持家、自動車、貯蓄預金を含むが、多くの人々は、これらの資産は富であるとはみていながらである」といっている。<sup>15)</sup>

このような死亡時移転税の理念に対する批判とは別に、遺産税の課税が実効的に行われていないとする見方も強い。ここでは、このような見方をごく簡単に紹介しておく。

遺産税の節税程度が激しく、税制として大きな問題があることを指摘したのは、税法学者クーパー(George Cooper)による『自発的な租税か? - 精緻化した遺産税節税についての展望』であり、この書物が与えた影響は大きい。この書物は、遺産税の節税が精緻化されて、課税として納税者が納税するかどうかを自発的に決められるような税金になっていることを主として節税方法に焦点を合わせて示したものである。<sup>16)</sup>

クーパーの研究は、法律家らしくケース・スタディに依存しているので、一般的な結論に直接的に結びついていないが、節税方法の利用が遺産税・贈与税の目標達成困難なものにしたと結論づけている。そこで以下簡単に節税方法の概要をみてみよう。

遺産税の節税は、大きく分けて三つ節税方法がある。第一の方法は、財産の増加をとめて(凍結させて)次の世代に移してしまい、次の世代が財産の増加を行える方法である。第二の方法は、税制の中での特別措置を利用して非課税の財産を作り出す方法である。第三の方法は、贈与や評価の操作や事前団体への寄付控除を利用して税負担を軽減する方法である。次にこれらの三つの方法をやや具体的に説明しておこう。<sup>17)</sup>

第一の方法についての代表的手段は、優先株による資本構成変更(preference stock recapitalization)である。この方法は、既存の普通株を優先株と普通株の組合せに変え、所有者(贈与者)が優先株を受取り、受贈者(たとえば相続人)が普通株を受取る形にする。優先株の価格は会社の価値に等しく設定されるので、受贈者には贈与税は課されず、以前の所有者は、経営をコントロールしながら、遺産税を節税できる。この第一の方法は、1987年の税制改正で課税が強化されたが、課税強化は複雑で曖昧さを残しており、

節税の道が残っているかどうかは予断を許さないといわれる。

優先株発行による節税は、大金持による節税手段であるが、高給をとる経営者にとっては、保険が節税の対象となる。これは非課税となる遺産を作る方法に対応する。すなわち、相続人（たとえば子供）に所有者を指定すれば、遺産から控除されるので節税できるのである。

第二の方法に属する手段としては、私的な年金契約がある。これは、子供に財産を譲渡して、代りに生涯にわたる年金の支払を受けるという契約である。この契約は贈与税の対象にもならず、親がもし早く死亡すれば、死亡時移転税は免れることができる。また、自社株の評価の操作という手法も考えられる。これは、同族会社の株式評価についてその評価の困難さを利用して遺産の評価を低くて節税に役立つである。不動産の場合には、環境保全の義務を伴う使役権をつけることによって、その価値を低くして遺産税を節税することもできる。最近では節税がかなり困難となったが、第三の方法に属する信託を利用した世代抜きの移転(generation skipping transfer)がある。これは主として大資産家が利用している手段で、1976年までは充分な節税機会を提供していた。すなわち、次代の相続人を受益者とする信託の設定に当っては、遺産税・贈与税が適用されるが、この信託の受益者からさらに次の世代に受益者が移るときには移転税は課されないので、世代を抜いて相続が可能になるからである。このような信託については、1976年に課税が強化された。これに対して大資産家は、信託の形ではなく世代抜きに直接富を移転することで節税をはかったが、1986年にこのような直接的な移転に対しても課税が強化されることとなった。

18)

以上、遺産税・贈与税課税の実効性に関するアメリカの財政学者・税法学者による主たる評価を概観した。多少の評価の差異はあるとしても、多数の税制専門家は、クーバーのいう次のような結論に対して賛成しているといってよい。すなわち、「要約するならば、遺産税の節税は成功するが無駄の多いのであるがゆえに、現在の遺産税と贈与税は、富を持たない数多くの人々に堅く守られた富が攻撃されていることを安心させる以上のものではない。しかし、この攻撃は、実質的というより装飾的なもので、この装飾により資本利用や資産所有にゆがみが生ずるという犠牲を経済に払わせている。制度が大きく改革されない限り、廃止するか、それとも意識され目標を達成するより効果的手段に少なくとも置き換えることが考えられるべきである。」<sup>19)</sup> 一つの代案としては、資本利得課税の強化が挙げられるが、ここで資本利得課税の実効性についてもふれておく必要がある。<sup>20)</sup>

### b) 資本利得課税の実効性

所得税において資本利得課税がアキレス腱であることは、広く認識されてきた。その理由の第一は、包括所得税においては元来未実現の資本利得を含めて課税されるべきではあるが、実際の実現益しか課税されていないことである。すでにみたように、このような資本利得課税の不備が死亡時移転税の課税を必要としている一因なのである。資本利得課税の実効性に疑問をもたせている第二の理由は、実現益への課税が資産の凍結効果をもたらし、課税の負担は大きくないという見方があることである。第一の理由は、よく知られている理由なのでここでは第二の理由についてアメリカにおける最近の議論を簡単にみておきたい。

資本利得課税が資産の凍結効果を通じて節税どの程度もたらすかは、レーガン改革の際に活発に議論され、現在においても決着はついていない。レーガン改革は、資本利得課税を大幅に強化した。すなわち、それまで1年以上保有されている資産の売却に伴う長期資本利得は、その売却益の40%が課税され、税負担が軽減されていたが、1987年から売却益の100%が完全に課税されることになった。

多くの財政学者はこのような資本利得課税の強化はむしろ税収の減少をまねき、凍結効果が強く働くとみた。<sup>21)</sup>しかし、財務省は長期的な効果としてはこの弾力性が1に近いとして税収減少の可能性を長期的には否定した。<sup>22)</sup>両者の論争は、理論的な争点と実証的な争点を含んでいる。理論的には、資本利得課税率の引上げが資本利得の実現化をどの程度遅らすのかが決めてになる。もし死亡時まで遅らせるのであれば、税収が長期的に減少する可能性があるが、実現化が多少なり延べられるのであれば、税収には影響が少ないのであろう。実証的には、時系列を用いた分析結果が多様な結果を示している。税率の変更などを予想した短期的な効果が大きいことは確かであるが、長期的効果がどの程度になるか依然として不明と思われる。<sup>23)</sup>

15) J.A. Pechman, Federal Tax Policy, 5th ed. (Brookings Institution, 1987)

p.236.

16) George Cooper, A Voluntary Tax - New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance, (Brookings Institution, 1979).

17) ここで説明は、クーパーの書物と11)で引用したマネルの論文に基づく。

18) マネルは、このような課税強化の効果を疑問としているが、ペックマンは、一応

効果を認めているようである（前掲書参照）。

- 19)前掲書p.82参照。支出税論者であるマクリュアー(C.E. McLure, Jr.)は、資産課税の不備の故に、所得税中心の税制改革案である財務省提案を書いたと述べている。もっとも税法学者のグラエツ(M.J. Graetz)などは、遺産税に好意的である。
- 20)マネルは、遺産税を強化するより所得税を強化する方が税制の簡素さ、公平性からみて望ましいという。前掲論文参照。
- 21)たとえば、L.B. Lindsey, "Capital gains: Rates, Realizations and Revenues," in M. Feldstein, ed., The Effects of Taxation on Capital Accumulation (University of Chicago Press, 1987)参照。サプライサイダーに属する人々は、凍結効果を強くみる傾向が強い。
- 22)財務省の立場は、Department of Treasury, Capital Gains Tax Reduction of 1978, Report to Congress (September 1985)にみられる。
- 23)実証研究へのコメントとしては、A.J. Auerbach, "Capital Gains Taxation in the United States: Realization, Revenue, and Rhetoric," Brookings Papers on Economic Activity, No.2 1988 が有益である。

### 3-3 日本の場合

最後に日本の資産課税の現状と問題点についてふれておこう。この課題には、充分な実証研究に基づき答を用意すべきであるが、ここでは、二、三の論点を指摘するにとどめたい。

日本の資産課税は、所得税が資産所得と有価証券の資本利得に対して総合課税を行っていないのでかなりの問題があることはよく知られている。利子・配当などの資産所得に対して源泉分離課税として、20%の税率がフラットにかかっているが、有価証券保有に基づく売却益は有価証券取引税の変形でしかなく、実質的には資産所得課税とはいえない。現在のところ、金融資産の保有に関して納税者番号制度がなく、個人別の所有について正確な情報を税務署がもっているわけではないので、総合課税が困難視されている。

次に相続税、贈与税の現状についていえば、次の点が指摘されよう。まず、相続税・贈与税の国税収入全体に占める比重がかなり高いことである。（第3-1表参照）類似した論点はすでに1-3でもふれられているが、最近はこの傾向が強まっている。

第3-1表 国税収入に占める相続税の比重(1987年)

国別	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ*	フランス	イタリア
比重(%)	3.7	1.4	1.0	0.6	1.5	0.4

\*西ドイツの純資産税の比重は1.3%である。

資料： 大蔵省主税局『税制主要参考資料集』（1989年）

時系列的なデータとしては、全体としての課税件数の推移（第3-2表）、昭和50年、62年の相続財産の階級別分布（第3-3表）、相続財産種類別表（第3-4表）、最近明らかにされた国税局別相続税課税割合の推移（第3-5表）を示しておく。

これらの諸表からは、必ずしも長期間にわたる傾向を読みとるのは容易ではない。しかし、昭和50年以降、相続税課税者の死亡者に占める比重が上昇したこと、高額な財産価額の被相続人の数の比重が増えたことなどが読みとれる。また相続財産の種類からいえば、昭和50年との比較では、田畠の比重の低下、宅地の比重の拡大などが目につく。しかし、東京が特に相続税納税者の比重の上昇が高かったともいえないし、また宅地の比重が昭和40年代から一貫して拡大したともいえない。いずれにしてもこれらの表は、多くの解くべきパズルを示しているようにみえる。

相続税・贈与税の節税・脱税に関しては、はっきりしたデータの裏付けはないにしても次のような点は指摘できるのである。

まず、土地については登記により所有者が確定しているので、脱税は困難であろう。しかし、その評価については、時価との乖離が激しく、節税の機会は大きい。特に最近の税制改正では抑制されることになったが、市場価格に近い担保価格でもって融資されたときには、負債によって資産価値が小さくなるので節税の有力な方法となってきた。有価証券や預金の保有については、税務当局が税務調査ができるとはいえ、元来納税者番号による名寄せが行われていないので脱税のおそれが充分あろう。アメリカなどで多用されている信託、あるいは年金契約による世代抜き移転は、贈与税によって課税されているので利用されていない。しかし日本の場合事業継承については、自社株の評価について評価を低め

第3-2表 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

年 次	死亡件数(A)	課税件数(B)	相続税額(百万円)	(B)/(A)(%)	(B)の指数
昭和33年	684,189	(13,407) 5,284	4,670	0.8	100
37	710,265	(26,856) 9,461	22,081	1.3	179
39	673,067	(29,760) 10,381	32,624	1.5	196
41	670,342	(24,877) 9,232	37,987	1.4	175
46	684,521	(78,197) 25,951	207,388	3.8	491
48	709,416	(82,504) 29,231	375,427	4.1	553
49	710,510	(92,178) 32,898	437,654	4.6	623
50	702,275	(42,858) 14,593	197,317	2.1	276
54	689,664	(66,335) 22,666	330,494	3.3	429
55	722,801	(78,931) 26,797	439,935	3.7	507
56	720,262	(90,043) 31,549	542,738	4.4	597
57	711,883	(101,928) 35,922	632,958	5.0	680
58	740,038	(110,769) 39,534	715,300	5.3	748
59	740,247	(121,157) 43,012	776,903	5.8	814
60	752,283	(134,475) 48,111	926,142	6.4	911
61	750,620	(143,856) 51,847	1,044,323	6.9	981
62	751,172	(165,410) 59,008	1,434,333	7.9	1,117

資料： 大蔵省主税局『税制主要参考資料集』（平成元年）

第3-3表 相続財産価額階級別表

債務控除後の 遺産総額階級 区分	昭和50年			昭和62年		
	被相続人 の遺産総額 (百万円)	債務控除後 の数	相続税額 (百万円)	被相続人 (百万円)	課税価格 (百万円)	相続税額 (百万円)
3,000万円以下	(2.6) 378	(0.6) 9,914	(0.1) 120	(1.7) 1,017	(0.4) 27,703	(0.0) 520
3,000万超	(10.8) 1,570	(3.7) 56,045	(0.4) 849	(8.2) 4,855	(2.1) 172,834	(0.2) 3,073
4,000万〃	(15.7) 2,297	(6.8) 103,364	(0.9) 1,878	(14.0) 8,285	(4.5) 371,276	(0.6) 8,126
5,000万〃	(42.3) 6,173	(28.9) 436,091	(10.0) 19,645	(39.9) 23,522	(20.1) 1,650,013	(6.7) 96,347
1億円超	(19.5) 2,845	(25.8) 388,652	(21.7) 42,784	(21.2) 12,528	(21.1) 1,736,369	(14.9) 212,415
2億円〃	(4.8) 693	(11.2) 168,788	(14.3) 28,048	(6.7) 3,947	(11.6) 954,256	(11.5) 163,631
3億円〃	(3.1) 451	(11.4) 171,309	(17.4) 34,171	(4.6) 2,682	(12.4) 1,020,020	(15.1) 215,875
5億円〃	(1.2) 180	(11.6) 174,400	(35.2) 69,210	(3.7) 2,172	(27.8) 2,284,694	(51.0) 728,130
合計	(100.0) 14,587	(100.0) 1,508,563	(100.0) 196,704	(100.0) 59,008	(100.0) 8,217,166	(100.0) 1,428,153

資料： 大蔵省主税局『税制主要参考資料集』

第3-4表 相続財産種類別表

区分	昭和33年		昭和41年		昭和50年		人員 人員	財産価額 (百万円)	財産価額 (百万円)	財産価額 (百万円)
	人員	財産価額 (百万円)	人員	財産価額 (百万円)	人員	財産価額 (百万円)				
土地	実25,389	(41.9)	実25,064	(58.8)	実23,605	(70.4)	実55,893	(64.2)		
田	3,965	(3.0)	6,873	(5.9)	6,099	1,120,965	17,341	5,747,340		
畠	4,265	(2.3)	7,233	(6.2)	6,576	111.0	(6.8)			
宅地	12,427	(34.5)	22,527	(42.5)	13,853	174,714	19,325	605,812		
山林	14,465	(1.9)	4,949	(3.0)	100,517	(13.5)	214,668	(9.2)		
その他	3,216	(0.2)	793	(1.2)	4,525	(39.9)	634,917	827,052		
その他の土地	1,516	(14.7)	109	(6.0)	7,112	(4.5)	72,610	(43.6)		
家屋・構築物	11,238	(6.190)	18,977	(1.2)	2,306	(1.2)	2,552	3,902,111		
事業(農業)用財産	14,167	(5.7)	6,698	(2.6)	2,694	(2.8)	24,056	(2.3)		
有価証券	8,868	(18.0)	14,582	(15.6)	14,121	(1.5)	44,367	10,511		
現金、預貯金等	17,112	(6.3)	19,277	(8.4)	6,074	(0.9)	15,170	10,511		
家庭用財産	10,172	(2.6)	15,041	(0.9)	14,433	(10.7)	169,839	202,838		
その他財産	10,019	(10.8)	14,710	(7.7)	38,805	(8.7)	138,448	(3.6)		
合計	実17,686	(100.0)	実33,031	(100.0)	実14,587	(100.0)	実14,587	50,987		
債務	16,710	4,767	14,291	21,529	11,634	74,485	47,128	653,105		
葬式費用	9,370	817	15,215	3,295	13,938	16,708	57,071	120,616		
合計	実11,104	5,584	実17,498	24,824	実14,456	91,193	実58,513	773,720		
差引財産価額	実17,682	36,397	実33,031	211,628	実14,587	1,501,577	実58,998	8,182,854		

第3-5表 国税局別相続税課税割合（全死亡件数に占める割合）

(単位：%)

区分	全国	東京	関東信越	大阪	札幌	仙台	名古屋	金沢	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
49年	4.6	9.6	4.1	6.2	1.7	1.9	6.6	2.1	3.0	2.1	1.8	1.1	1.1
50	2.1	4.8	1.6	3.0	0.7	0.7	2.6	1.7	1.1	1.0	0.8	0.4	0.3
51	2.3	5.0	2.0	3.3	0.9	0.8	2.8	1.3	1.3	1.0	0.7	0.5	0.5
52	2.6	5.6	2.4	3.5	1.0	1.0	3.2	1.3	1.5	1.2	0.9	0.6	0.6
53	2.9	5.9	2.9	3.8	1.2	1.2	3.9	1.5	1.7	1.4	1.1	0.8	0.6
54	3.3	6.7	3.2	4.0	1.3	1.3	4.6	1.9	1.9	1.7	1.3	0.9	0.8
55	3.7	7.4	3.7	4.6	1.7	1.5	5.0	2.4	2.4	1.8	1.4	1.0	1.1
56	4.4	8.6	4.4	5.3	1.9	1.9	5.9	2.8	2.8	2.3	1.7	1.3	1.4
57	5.0	9.5	5.0	5.8	2.3	2.5	7.0	3.4	3.4	2.7	2.4	1.8	1.8
58	5.3	9.6	5.6	6.3	2.4	2.5	7.4	3.7	3.6	3.0	2.4	1.8	2.3
59	5.8	10.3	5.9	6.7	2.6	2.8	8.2	4.1	4.1	3.3	2.8	2.0	2.3
60	6.4	11.2	6.6	7.3	3.2	3.2	8.8	4.3	4.5	4.0	3.2	2.5	2.8
61	6.9	12.0	7.0	7.8	3.3	3.4	9.8	4.9	5.0	4.5	3.3	2.5	2.8

備考： 1. 課税割合は、「課税件数／死亡件数」により算出。

2. 課税件数は、「国税庁統計年報書」による。

3. 死亡件数は、「人口動態調査」(厚生省)による。

4. 61年は概数である。

資料： 昭和63年 税制調査会提出資料より

ることが行われている。この際、アメリカでみられる優先株を通ずる資本構成変更と類似の方式が利用されている。

以上、印象の域を余り出ない論点であるが、相続税によって富の偏在が世代がかわるごとにどの程度抑制されているかは、ケース・スタディなどにより検証してみる必要がある。日本における相続税の実効性は、より広い視野の下で今後検討されるべき課題である。